

岐阜県公報

第 一 千 九 百 五 十 号
平 成 三 十 年 五 月 二 十 九 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課) 三三三三^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 三三三三

道路の供用開始

(同) 三三三四

公 安 委 員 会 告 示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交 通 企 画 課) 三三三六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商 業 ・ 金 融 課) 三三三六

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(同) 三三三六

公共測量の実施

(用 地 課) 三三三七

土地改良区役員の退任及び就任

(西 濃 農 林 事 務 所) 三三三七

落札者等に関する公示

(会 計 課) 三三三八

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第六十九条の二に次の一項を加える。

3 指定金融機関等がその設置する端末機により公金を収納した場合(前項の規定が適用される場合を除く。)における第一項の規定の適用については、同項の規定中「各片の所定欄に納印を押印しなければならない」とあるのは、「納入済通知書及び原符兼払込受領証の所定欄に納印を押印し、並びに指定金融機関等が設置する端末機において発行される領収を証する書面の所定欄に収納した旨を表示するものとする」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
県道	笠下 松中線	羽島市下中町城屋敷字村 前四七四番地先から 同 市同 町加賀野井字 東流九三八番三地先まで 羽島市下中町城屋敷字村 東八 六番一地先から 同 市同 町加賀野井字 東流九三八番三地先まで	A	五〇 九〇	一、三〇〇	A及びBに係る敷地面積の表示をこの図面に示す。
			前 B	九 一六 九	五八〇	
		羽島市下中町城屋敷字村 東八〇六番一地先から 同 市同 町加賀野井字 東流九三八番三地先まで	後 B	九 一六 九	五八〇	

岐阜県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
一般 国道	号 四百十八	山県市葛原字中道通四四 四三番八地先から 同 市同 字同 四四 四三番一地先まで	後	五 七 三	二六〇	
			前	五 三	二六〇	

岐阜県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
一般 国道	号 百五十六	郡上市高鷲町大鷲字水呑 一五三六番二地先から 同 市同 町同 字同 一五二九番一地先まで	後	一六 四 七	二二〇・三	
			前	三 二 七	二二〇・三	

岐阜県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)
県道	高町山方線	高山市丹生川町方二九七七番六八地先から同市同町同二九七七番八五地先まで	一八〇〇	平成三〇・五・二九	平成三〇・六・一六

岐阜県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字加家平六六二三番五地先から同市同町同字同六六二三番一地先まで	四三三	平成三〇・五・二九	平成三〇・六・二三

岐阜県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)
一般国道	百五十六号	郡上市白鳥町二日町字上山腰一九二番二地先から同市同町同字同一八一番二七地先まで	一五・三	平成三〇・五・二九	平成三〇・六・二九

岐阜県告示第二百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)
道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定期限の告示年月日)

県道	
明金山線	
郡上市明宝畑佐字宮尾一 番二〇地先から	
同市同番五地先まで	
字同 一九五	
三〇〇	
平成 三〇・五・二九	
平成 一七・四・二六	

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

委嘱した委員

活動区域	氏名	住所	委嘱年月日
加茂警察署 管轄区域	宮坂 マチ	加茂郡川辺町中川辺	平成三十年四月十六日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年五月二十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年五月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ岐阜宇佐店

四 変更した事項

岐阜市宇佐南一丁目七番一

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ岐阜店

(変更後) ケーズデンキ岐阜宇佐店

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出者の氏名又は名称

コーナン商事株式会社
 二 建物の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターコーナン美濃加茂店
 美濃加茂市御門町一丁目字上畑二二七九 一番地 外

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

コーナン商事株式会社

二 建物の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターコーナン美濃加茂店(資材館)

美濃加茂市御門町一丁目字上畑二二九七番地 外

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量(数値修正)

三 作業期間

平成三十年五月二十一日から
 平成三十一年三月十五日まで
 四 作業地域
 御嵩町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
色目川沿岸土地改良区	平成三十一年一月一六	理事	安藤 匡 則	養老郡養老町飯田 二四九番地一
同	同	同	青山 直 同	一三七番地
同	同	同	大橋 文 男	一一九番地
同	同	同	大橋 孝 同	一七一番地
同	同	同	高野 弥須利	二〇八番地
同	同	同	佐竹 一 美	養老郡養老町蛇持 七四番地
同	同	同	佐竹 正 男	四二二番地一
同	同	同	安福 正 紀	養老郡養老町祖父江 二二五二番地
同	同	同	水野 直 樹	橋爪 五八〇番地一
同	同	同	日比野 富士男	豊 三二番地一
同	同	同	古田 隆 幸	宇田一〇四〇番地一七
同	同	同	高木 慶 次	室原 七〇四番地
同	同	同	田中 清 美	六三六番地一

就任した役員

土良地区 色目川沿岸 良地区改	平成 三〇・五・二七	年月日	役名	氏名	住	所
			理事	藤井忠敬	養老郡養老町飯田	一六九番地
				佐藤辰夫	同	一五八番地
				青山榮一	同	三八一番地
				大橋孝	養老郡養老町大坪	一七一番地
				高野弥須利	同	二〇八番地
				佐竹雅彦	養老郡養老町蛇持	七六番地
				佐竹正男	同	四二番地
				佐竹正孝	養老郡養老町祖父江	二二九八番地
				久保山治美	同	二八番地
				日比野富士男	同	三三番地
				堀宏之	同	一三三番地
				大矢賢治	同	六五五番地
				横田等	同	七三六番地
				田中清美	同	六三六番地
				高田吉和	同	六二三番地
				川地利夫	同	五七八番地

監事	佐竹晴佳	養老郡養老町蛇持	三六三番地
同	川瀬比智	同	二四三番地
同	澁谷政實	同	一〇〇番地
同	高木敏幸	同	五三五番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎清掃管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年2月16日
- 4 落札者を決定した日 平成30年3月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市宇佐南四丁目8番16 201号
昭和建物管理株式会社岐阜支社
常務取締役 辻社長 山田 佐利
- 6 落札金額 31,557,600円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成三十年五月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社